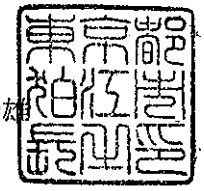
狛江市公告第２８６号

狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第37条第１項の規定に基づき、事前協議申請書が提出されたので、同条第３項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供します。

なお、近隣住民及び市民等は、縦覧期間満了の日までに、当事業に対する意見を市長に対し、文書により提出することができます。

令和８年１０月３０日

狛江市長　松原　俊雄



１　事業名称
　和泉本町四丁目宅地造成
２　事業場所
　狛江市和泉本町四丁目208番３外５筆
３　縦覧場所
　狛江市都市建設部まちづくり推進課（５階）
４　縦覧期間及び意見書提出期間
　令和８年１０月３０日から令和８年１１月１２日まで
５　意見書の提出先
　東京都狛江市和泉本町一丁目１番５号
　狛江市都市建設部まちづくり推進課